

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第114号）

（総合企画局国際化推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市国際交流会館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、条例を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第114号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例

京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

円	円	円
22,300	32,500	29,100
18,600	27,000	24,300
20,800	30,500	29,100
17,300	25,400	23,900
4,200	6,000	5,900
3,500	4,900	4,800
3,500	4,800	4,700
2,900	4,200	4,000
8,300	11,700	11,400
7,000	9,900	9,600
11,600	16,300	15,300
9,700	13,500	12,800

を

円	円	円
22,930	33,420	29,930
19,130	27,770	24,990
21,390	31,370	29,930
17,790	26,120	24,580
4,320	6,170	6,060
3,600	5,040	4,930
3,600	4,930	4,830
2,980	4,320	4,110
8,530	12,030	11,720
7,200	10,180	9,870

に改め、同表駐車場の項中「400」

11,930	16,760	15,730
9,970	13,880	13,160

を「410」に改め、同表備考2及び3中「100円」を「10円」に改め、同備考4中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市国際交流会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(総合企画局国際化推進室)